

亀山市告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり廃止したので、同条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和8年7月7日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21631
- 3 路線名 野村3号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 野村三丁目661番3地先
 - (2) 終点 野村三丁目661番1地内
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21630
- 3 路線名 野村7号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 野村三丁目669番15地先
 - (2) 終点 野村三丁目661番1地内
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21629
- 3 路線名 野村2号線

4 道路の区間

(1) 起点 野村三丁目 6 6 1 番 1 地内

(2) 終点 野村三丁目 6 6 1 番 1 地内

5 重要な経過地 なし